

判決年月日	平成 2 4 年 5 月 2 3 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 3 3 1 号		
○ 名称を「クランプ装置」とする発明に係る特許について，進歩性欠如の主張を認め特許を無効とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

原告は，名称を「クランプ装置」とする発明の特許権者である（特許第 4 2 1 7 5 3 9 号，平成 1 5 年 6 月 2 日特許出願，平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日特許登録）。

被告は，平成 2 1 年 5 月 2 5 日，特許無効審判請求をしたところ（無効 2 0 0 9－8 0 0 1 0 8 号），原告による訂正を経て，平成 2 2 年 3 月 2 4 日，いったん請求不成立審決（第一次審決）がされた。そこで，被告が，第一次審決の取消しを求める訴えを提起したところ（平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 1 3 1 号），平成 2 3 年 1 月 2 7 日，請求項 1，3 の発明は進歩性が認められない等の理由で第 1 次審決を取り消す旨の判決がされた（その後確定）。原告は，平成 2 3 年 3 月 2 2 日，特許請求の範囲の記載の一部及び明細書の発明の詳細な説明の記載の一部をそれぞれ改める訂正請求をし（本件訂正），特許庁は，平成 2 3 年 9 月 6 日，「訂正を認める。特許第 4 2 1 7 5 3 9 号の請求項 1～5 に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。

そこで，原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。なお，原告は請求項 2 ないし 5 の発明の進歩性判断につき，特有の取消事由を主張していない。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の判断は誤りでないとし，原告の請求を棄却した。

(1) 甲第 1，第 2 号証（米国特許第 5 6 9 5 1 7 7 号明細書，特開 2 0 0 0－1 4 5 7 2 4 号公報）の記載に照らせば，ピストンロッドの作動速度を制御するべく，甲第 3 4 号発明（特開 2 0 0 1－1 0 7 9 1 4 号公報，主引用例）のクランプシリンダのシリンダ本体（シリンダチューブ 1）の内部に，甲第 1，第 2 号証に記載されているような周知の流量調整弁を取り付ける動機付けがあり，また甲第 6 5 号証（実公昭 4 7－7 3 3 0 号公報）の流量調整弁であるユニット 6 の機能と上記周知の流量調整弁の機能の共通性にかんがみれば，本件出願当時，当業者において，甲第 3 4 号証に上記周知技術及び甲第 6 5 号証に記載された技術的事項を適用して，相違点 1 に係る構成に容易に想到できた。

(2) 請求項 1 の発明（本件発明 1）の技術的課題はクランプ装置の小型化（コンパクト化）及び操作性の向上にあるところ，甲第 3 4 号証においても，クランプ装置全体の小型化が技術的課題として考慮されていることは明らかであり，甲第 3 4 号証発明では，固定側部材 1 0 0 よりも上方に位置するクランプシリンダのロッドカバー 7 の側面に側面配管ポート 1 5 a，1 5 b を設ける構成が開示され，このポートに逆止弁を設けるときは逆止弁の軸部がクランプロッドの長手方向と交

差するようにされるのであって、甲第３４号証発明と本件発明１との間で技術的課題の相違があるとしても、甲第３４号証発明に周知の流量調整弁を組み合わせ、相違点２に係る構成に至る動機付けに欠けるものではない。「甲第３４号証発明のクランプシリンダに、甲第６５号証に開示された流量調整弁を装着する際、流量調整弁の装着穴を、クランプシリンダに対してどのように配置するかは、装着穴の加工性、流量調整弁の操作性等考慮して、当業者が適宜設計しえたものである」から、甲第３４号証発明のクランプシリンダの油路と甲第６５号証のクッション装置付きシリンダの通路の構造の類似性に照らし、当業者において相違点２を解消することは容易である。

(3) 甲第６５号証の流量調整弁は当業者に周知の絞り弁にすぎず、これを甲第３４号証発明のクランプシリンダの油路の途中に設ける場合に、設置個所（装着箇所）をロッドカバー７の側面の開口部である側面配管ポート１５a、１５bに限る理由はなく、流路の適宜の箇所に装着穴を設けて、これに流量調整弁を装着することができる。クランプ装置に流量調整弁を内蔵させる際に、流量調整弁の構造や機能に応じて、流路の形状、配置を適宜変更することは、当業者が通常行う設計的事項にすぎない。したがって、甲第３４号証発明のクランプシリンダに流量調整弁を設け、相違点２を解消する上で阻害要因があるとはいえない。